

## 郵便等投票制度について

身体に重度の障害がある方で、次の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができますので、選挙管理委員会にお問合せください。

### 1 郵便等投票対象者

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹 移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓 呼吸器 膀胱 直腸 小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓 呼吸器 膀胱 直腸 小腸 ・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

### 2 代理記載投票

上記の郵便等投票対象者のうち、自ら投票の記載をすることができない方が選挙権を有するほかの方に代理記載して頂く制度で次の方が対象者です。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

## 選挙公報について

今回の選挙から、候補者の政見や経歴、写真など広く有権者に知らしめ、選挙に対する関心を高めることを目的として選挙公報を発行します。

選挙公報の配布は、4月20日(水)の午後より、町内自治会を通じて4月23日(土)までに全世帯に配布することとしておりますが、もし、お手元に届かない場合やお急ぎの場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡願います。



**町**では70歳になられた方を対象に、町内の入浴施設の利用に際して助成を行う「入浴助成事業」や、町内の交通の利便性を図るための「福祉バス事業」を実施しています。

これらのサービスの利用に際しては、サービスを利用できる対象者であることを証明するものとして対象者の皆さんに「高齢者福祉証」をご利用の際、提示をお願いしています。

**高齢者福祉証の申請方法**  
対象になられる方へは、70歳誕生日の前月にハガキによりご案内をしておりますので、ハガキが届きましたら、写真(縦3cm×横2.5cm)と印鑑を持参のうえ本庁健康福祉課、洞爺湖温泉支所及び洞爺総合支所住民係のいずれかの窓口へ、誕生日以

### 高齢者福祉証について

について



## 福祉高齢者グループ からのお知らせ

☎74-3001

降にお越しく下さい。(誕生日が土曜・日曜・祝日の場合は恐れ入りますが、翌月曜若しくは翌開庁日の交付となりますのでご了承ください)

高齢者福祉証の受領や切り替えを忘れていませんか？

案内後、まだ「高齢者福祉証」を受領していない方、「高齢者福祉証」を紛失した方は、遠慮なく役場窓口までお申出ください。

### 高齢者入浴助成券について

平成23年度の高齢者入浴助成券販売のご案内

平成23年度用の高齢者入浴助成券(新券)を販売しています。新券の販売は、本庁健康福祉課、温泉支所、洞爺総合支所で行っております。

新券購入価格 1枚150円  
新券購入限度枚数 1カ月15枚(3カ月分45枚まで、ま

めて購入できません)

一人につき年度内180枚が上限となります。

平成22年度の高齢者入浴助成券交換のご案内

平成22年度中に購入された「高齢者入浴助成券(灰色)」は、4月1日以降はご利用できません。余ってしまった券は、新券と交換します。なお、旧券の換金(現金との取替え)は、原則行っておりませんので予めご了承ください。

入浴される皆さんへのお願い  
入浴助成券を購入されるとき、また入浴の際には、ご本人であることを確認させていただくため、必ず「高齢者福祉証」の提示をお願いいたします。また、ご利用される施設によって入浴時間が異なります。事前に各旅館やホテルへ利用できる時間帯を確認の上、ご利用願います。

